

入園申し込みの流れ・必要書類について

下記のとおり、入園申し込みを受け付けます。
 なお、継続入所を希望される場合も手続きが必要ですので、ご注意ください。

認定こども園・保育所を希望する場合

問い合わせ
 福祉部子育て支援課(庁舎1階) ☎43-0408



受付期間
 11月4日(火)～11月28日(金)

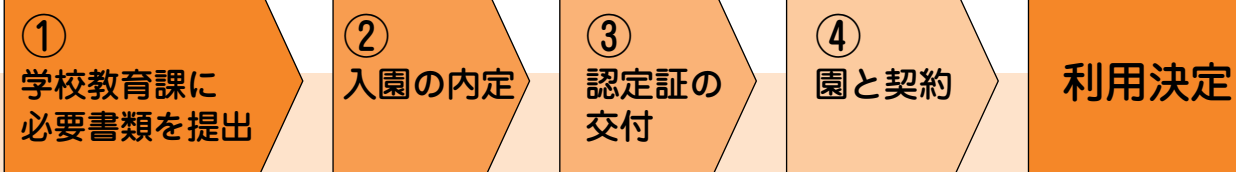
必要書類
 申込書類は、子育て支援課、市内各保育所にあります。
 ①施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書
 ②利用申込書
 ③保育の必要性を証明する書類
 (認定こども園の教育利用の場合は不要)

※受付期間終了後も平成27年度の入所申し込みを受け付けますが、今回の受付期間中(11月)の申し込みを優先して審査します。(希望されている認定こども園、保育所に入所できないことがあります)
 ※障がいがある、または障がいがあると思われるお子さまについては、その旨を利用申込書に詳しく記入してください。



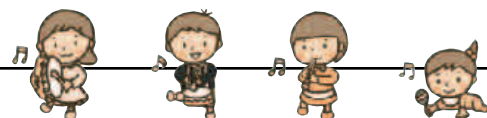
幼稚園を希望する場合

問い合わせ
 教育委員会学校教育課(庁舎4階) ☎43-0541



受付期間
 11月4日(火)～11月28日(金)
 ※継続入園の場合は、利用している幼稚園で受け付けます。

必要書類
 申込書類は、学校教育課・市立幼稚園にあります。
 ①施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書
 ②入園申込書(願書)



市内施設一覧

※市内の認定こども園または保育所への入所を希望されている方で、希望施設へ書類を提出される場合は、下記の日程で受付を行いますので、指定日時に書類を持参してください。

認定こども園(平成27年4月移行予定)

施設名	所在地	定員		受付期間
		1号	2号・3号	
(仮)東古瀬こども園	東古瀬	15	60	11/11(火) 9:00～18:00
(仮)高岡育児園	高岡	10	60	11/19(水) 9:00～17:00

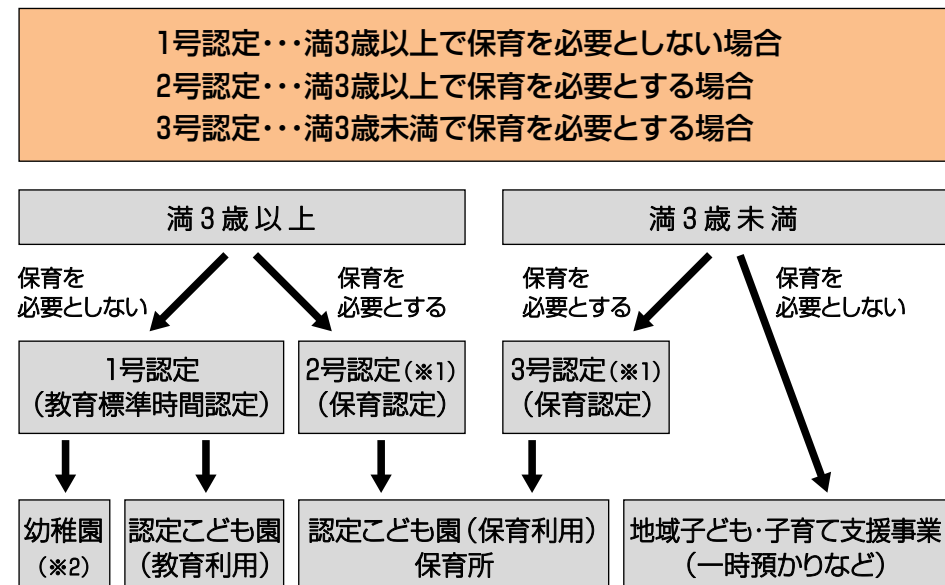
幼稚園

施設名	所在地	定員	
		1号	2号・3号
社幼稚園	社	105	—
福田幼稚園	東実	70	—



支給区分の認定申請について

施設を利用するには、「支給区分の認定」を受けるための申請が必要です。
 なお、認定申請書は入園申込書と同時に提出いただきますので、別途手続きしていただく必要はありません。



「保育を必要とする」とは？

保護者全員が次の①～⑨のいずれかに該当し、家庭で子どもを保育することができない場合は、2号または3号認定となり、認定こども園や保育所を利用することができます。
 ①就労(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい
 ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV
 ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要であること。

(※1) 保育時間により、次の2つに区分されます。

①保育標準時間(1日最長11時間利用可能)

主にフルタイム就労を想定(1か月当たり120時間以上の就労)

②保育短時間(1日最長8時間利用可能)

主にパートタイム就労を想定(1か月当たり48時間以上の就労)

(※2) 社幼稚園・福田幼稚園の入園可能年齢は、満4歳以上です。

保育所

施設名	所在地	定員		受付日時
		1号	2号・3号	
社保育園	木梨	—	150	11/6(木) 9:00～18:00
米田保育園	上久米	—	45	11/18(火) 9:00～17:00
三草保育園	上三草	—	80	11/13(木) 8:30～17:15
鴨川保育園	平木	—	20	11/14(金) 9:00～17:00
椿山保育園	山国	—	80	11/7(金) 8:30～17:00
正覚坊保育園	上田	—	80	11/18(火) 9:00～18:00
泉保育園	西垂水	—	70	11/21(金) 8:30～19:00
たきの愛児園	上滝野	—	100	11/12(水) 9:00～17:30
加茂保育所	北野	—	90	11/20(木) 8:30～17:30
河高保育園	河高	—	70	11/20(木) 8:00～18:00
東条保育園	埴鹿谷	—	90	11/19(水) 9:00～17:00
秋津保育園	秋津	—	45	
さくら保育園	岡本	—	60	



認定こども園・保育所・幼稚園児を募集します

平成27年度に入園される園児を募集します。
 なお、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。手続きは従来と大きく変わりませんが、子どもの年齢や保育の必要性により認定される支給区分に応じた施設を利用していただくこととなります。